

三 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改 正 案

現 行

<p>（専門子会社の業務等） 第十條（略）</p> <p>2 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）<u>第一条の三第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）</u>に掲げるもの並びに商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）<u>第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、</u>金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の三第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>3～9（略）</p>	<p>（専門子会社の業務等） 第十條（略）</p> <p>2 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）<u>第一条の二第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）</u>に掲げるもの並びに商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）<u>第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、</u>金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の二第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>3～9（略）</p>
---	---